

定 款

一般社団法人インバウンドガイド協会

一般社団法人インバウンドガイド協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人インバウンドガイド協会と称する。

(目的及び事業)

第2条 当法人は、地域観光の担い手となるガイド人材を広く育成し、ガイドのサービス品質向上を図ることを目的とする。増加する訪日外国人旅行者の多様化するニーズに応え、旅行体験の向上を図るとともに、地域観光の振興を通じて地方創生を実現するため、次の事業を行う。

- (1) ガイドとなる人材の育成、研修、指導及び啓発に関する事業
- (2) ガイドのサービス品質及び業務環境の向上に関する事業
- (3) 旅行や観光、ガイドに関する調査、研究、情報の収集及び提供に関する事業
- (4) 講習会、セミナー、イベント等の企画、立案、運営及び実施に関する事業
- (5) 検定、資格試験等の企画、立案、運営、実施及び資格認定に関する事業
- (6) 書籍、教材等の企画、デザイン、編集、印刷、制作、発行及び販売に関する事業
- (7) 関連する個人、団体等との連絡、協力、相談、支援、指導及び連携に関する事業
- (8) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(事務所)

第3条 当法人は、東京都新宿区に主たる事務所を置く。

- ② 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(会員区分及び入会)

第5条 当法人の会員は2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」とする。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- ② 当法人の会員になるには、当法人が別に定める入会届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第6条 会員は、社員総会の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 1,000,000円（会費）

- (2) 賛助会員
 - ゴールド会員 300,000 円 (会費)
 - シルバー会員 100,000 円 (会費)

- (3) 地方自治体会員 100,000 円 (入会金)

- ② 入会金及び会費の額は、社員総会において定める。
- ③ 納付した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(会費の納期)

第7条 会員は、毎事業年度、原則として6月30日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。ただし、特別の事情がある場合に限り、納期を変更することができる。

(中途入会の会費及び納期)

第8条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期(7月から12月まで)の場合は年額の全額とし、下半期(1月から翌年6月まで)の場合は年額の半額とする。

- ② 前項の会費の納入は、この法人から入会承認の通知を受けた日から30日以内とする。

(任意退会)

第9条 会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 1年以上会費を滞納したとき
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始その他の法的倒産手続きの申立があったとき
- (5) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人又は団体が解散したとき
- (6) 後見開始又は保佐開始の審判を受け、成年被後見人又は被保佐人となったとき
- (7) 会員が反社会的勢力、反社会的勢力の支配・影響を受けていること及び、会員の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者であることが判明したとき

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議により除名することができる。ただし、当該会員に対し、あらかじめ通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき

- (2) 当法人の社員総会又は理事会の決議に違反したとき
- (3) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為があったとき
- (4) その他の正当な事由があるとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第 12 条 会員が第 8 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- ② 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金及び会費その他の拠出金は、これを返還しない。

第 3 章 社員総会

(社員総会の種類)

- 第 13 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(社員総会の構成及び議決権)

- 第 14 条 社員総会は、社員をもって構成する。
- ② 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(社員総会の権限)

- 第 15 条 社員総会は、以下の事項を決議する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 役員を選任及び解任
 - (3) 社員の除名
 - (4) 入会金及び会費の額
 - (5) 事業報告と事業計画の承認
 - (6) 収支決算等の承認
 - (7) 解散
 - (8) その他法令又は本定款で定められた事項

(社員総会の開催)

- 第 16 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(社員総会の招集)

- 第 17 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、社員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

(社員総会の議長)

- 第 18 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

- ② 理事長が事故その他やむを得ない事由によって社員総会に出席できないときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(社員総会の決議)

第 19 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。ただし、以下の事項に関する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
 - (2) 役員解任
 - (3) 社員除名
 - (4) 解散
 - (5) その他法令又は本定款で定められた事項
- ② 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は代理人によって議決権を行使することができ、当該社員は社員総会に出席したものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 20 条 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。その場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

- ② 前項の代理権の授与は、社員総会毎にしなければならない。
- ③ 代理人は当法人の社員でなければならない。
- ④ 第 1 項の社員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、当法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

(社員総会の決議の省略)

第 21 条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第 22 条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(社員総会の議事録)

第 23 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- ② 議長及び出席した理事の中から選任された議事録署名人 2 名以上が前項の議事録に署

名又は記名押印する。

第4章 役員等

(役員の数等)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- ② 理事のうち1名を代表理事(理事長)とする。
- ③ 理事長以外の理事のうち若干名を、専務理事及び常務理事とすることができる。

(役員の数制限)

第25条 各理事と次の各号で定める関係のある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- (1) 当該理事の配偶者
- (2) 当該理事の三親等以内の親族
- (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事業にある者
- (4) 当該理事の使用人
- (5) 前各号に掲げる者以外の者で、当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- (6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(理事の職務権限)

第26条 理事長は、法令及び本定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

- ② 専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、当法人の業務を分担執行する。
- ③ 理事長が事故その他やむを得ない事由によってその職務を遂行できないとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指示した順でその職務を代行する。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、財産又は会計並びに理事の職務の執行状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- ② 監事は理事会に出席する他、いつでも理事に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- ③ 監事は、当法人の業務執行及び財産の状況について不正があると認めるときは、臨時社員総会を招集することができる。

(役員の数)

第28条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結期までとし、再任を妨げない。

- ② 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時

社員総会の終結期までとし、再任を妨げない。

- ③ 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間と同一とする。
- ④ 任期満了前に退任した監事の補欠として、又は増員により選任された監事の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間と同一とする。
- ⑤ 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として義務権利を有する。

(役員解任)

第 29 条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第 30 条 役員報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

(責任の一部免除)

第 31 条 当法人は、役員一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(会長、副会長、顧問及び参与)

第 32 条 当法人に、会長、副会長、顧問及び参与を置くことができ、理事会において選任及び解任する。会長、副会長の指名は理事会の過半数の決議をもって選任するものとする。

- ② 会長、副会長、顧問の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結期までとし、再任を妨げない。
- ③ 会長、副会長、顧問及び参与は、理事会の諮問に応え、意見を述べることができる。
- ④ 前各号に定めるものの他、会長、副会長、顧問及び参与に関し必要な事項は、理事会において定める。

第 5 章 理事会

(理事会の構成)

第 33 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 34 条 理事会は、本定款に別に定めるものの他、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるものの他、当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務遂行の監督

- (5) 代表理事（理事長）、専務理事、常務理事の選任及び解職
- ② 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - (6) 第 29 条の責任の一部免除

（理事会の種類及び開催）

第 35 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- ② 通常理事会は、4 ヶ月を超える間隔で年 2 回以上開催する。
- ③ 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、理事長に招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、当該請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合において、当該請求をした理事が招集したとき
 - (4) 監事が必要と認めて、理事長に招集の請求があったとき
 - (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、当該請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合において、当該請求をした監事が招集したとき

（理事会の招集）

第 36 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 5 号により監事が招集する場合を除く。

- ② 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号に該当する場合は、当該請求があった日から 5 日以内に、当該請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発しなければならない。

（理事会の議長）

第 37 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

- ② 理事長が事故その他やむを得ない事由によって理事会に出席できないときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

（理事会の決議の省略）

第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案に

ついて、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告省略)

第 39 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(理事会の議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- ② 前項の議事録には、当該理事会に出席した理事長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかったときは、その理事会に出席した理事及び監事が署名又は記名押印するものとする。

(理事会規則)

第 41 条 理事会に関する事項は、法令又は本定款に定めるものの他、理事会において定める理事会規則による。

第 6 章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 42 条 当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第 43 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 44 条 基金は、定時社員総会が決定したところに従って返還する。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 45 条 当法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの年 1 期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第 46 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第 47 条 当法人が精算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は、国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第48条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- ② 事務局には、事務局長及び所要の職員を置き、事務局長は理事長が選任する。
- ③ 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第9章 附則

(法令の準拠)

第49条 本定款に規定のない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、当法人の現行定款に相違ありません。

令和5年8月25日

一般社団法人インバウンドガイド協会
代表理事 吉川 健一